

最高裁秘書第 5665 号

令和元年 12 月 10 日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、名古屋地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

伊藤達也判事補が平成 30 年 9 月 29 日又は同月 30 日にタクシーに乗車した結果、民事事件の記録等を紛失したことに関して作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

平成 31 年 3 月 11 日付け（同月 12 日受付）

2 答申番号

令和元年度（情）答申第 16 号

（担当）秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）